

# 定 時 総 会 資 料

令 和 8 年 6 月 8 日

一般社団法人 日本即席食品工業協会  
日本即席食品工業公正取引協議会  
一般社団法人 日本即席食品認定協会



# 令和8年度 定時総会議事次第

一般社団法人 日本即席食品工業協会  
日本即席食品工業公正取引協議会  
一般社団法人 日本即席食品認定協会

日 時：2026年6月8日（月）

場 所：ホテルニューオータニ

議 事：

I	一般社団法人日本即席食品工業協会	1
	第1号議案 令和7(2025)年度事業報告及び決算について	3
	第2号議案 任期満了に伴う理事の選任について	27
	第3号議案 常勤役員報酬支給規程の改訂について	29
	報告事項 令和8(2026)年度事業計画及び予算について	31
II	日本即席食品工業公正取引協議会	41
	第1号議案 令和7(2025)年度事業報告及び収支決算について	43
	第2号議案 任期満了に伴う理事の選任について	55
	第3号議案 令和8(2026)年度事業計画及び収支予算について	59
III	一般社団法人日本即席食品認定協会	61
	第1号議案 令和7(2025)年度事業報告及び決算について	63
	第2号議案 任期満了に伴う理事の選任について	79
	報告事項 令和8(2026)年度事業計画及び予算について	81
	参考資料 即席めん・食品産業を巡る情勢	87



# 令和8年度総会議事次第

一般社団法人 日本即席食品工業協会

日 時：令和8年6月8日（月）

場 所：ホテルニューオータニ

議 事：

第1号議案 令和7(2025)年度事業報告及び決算について

第2号議案 任期满了に伴う理事の選任について

第3号議案 常勤役員報酬支給規程の改訂について

報告事項 令和8(2026)年度事業計画及び予算について



## 第 1 号議案

### 令和 7 (2025) 年度事業報告及び決算について

一般社団法人日本即席食品工業協会定款第 37 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度事業報告及び決算について別紙のとおり報告し、その承認を求めます。

令和 8 年 6 月 8 日

一般社団法人 日本即席食品工業協会  
理事長 井田 純一郎

## 令和 7 (2025) 年度 事業報告

一般社団法人 日本即席食品工業協会

## I 事業運営をめぐる情勢

## 1. 概要

中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まりに伴う資源・エネルギー価格の高騰や世界的なインフレの進行、アメリカの政策動向など、先行き不透明な状況下で、特に生活に密着した食品関連では原料不足や人件費を含む経費の上昇が続き、製品価格の値上げが続く中で、消費者の生活を圧迫し、消費者のニーズはより複雑化してきた。

当業界においては、2026年4月期の輸入小麦の政府売渡価格は2.5%の引上げになるとともに、パーム油をはじめとするその他原材料の価格高騰や円安により、予断を許さない状況が続いている。このような状況下で、当協会では、食育推進活動を引き続き展開するとともに、物流効率化や食品表示基準への対応、減塩、環境対策、容器包装リサイクルの推進など、経済・社会情勢の変化にも対応しつつ、求められる総合的な対策を推進してきた。また、災害発生時の支援だけに留まらず、関係機関と連携しつつ、日常の防災活動の推進にも積極的に対応してきた。

## 2. 組織

即席めん製造業にあっては、現状、JASの認証制度にご理解をいただき、認証工場として活動していただいている企業に対して、業界内での情報共有の推進、業務運営の円滑化等を図り、業界団体である工業協会、表示等を取り締まる公正取引協議会、及びJASの認証等を行う認定協会の3団体が相まって、さらなる業界の発展を目指してきた。

なお、「テーブルマーク株式会社」および「あみ印食品工業株式会社」が令和8年3月31日付で退会した。

令和8年4月1日現在

会員業種	会員数
即席めん製造業	40
関連製品製造業等	14
計	54

### 3. 即席めんの生産数量

コメ価格をはじめとする物価の高騰等により、即席めんの特徴であるおいしさ、簡便性、安心感、価格等が再認識されたことから、令和7年度の即席めん生産数量は前年の米価格高騰による需要増の反動を受け、前年度比98.7%で推移している。

## II 事業運営

### 1. 諸会議

#### (1) 総会

日時：令和7(2025)年5月29日(木)

場所：ホテルニューオータニ

#### (2) 理事会

##### 第1回

日時：令和7(2025)年5月29日(木)

場所：ホテルニューオータニ

##### 第2回

日時：令和8(2026)年1月21日(水)

場所：赤坂維新號

#### (3) 企画委員会

##### 第1回

日時：令和7(2025)年5月14日(水)

場所：書面開催

議事：年間スケジュール、即席めんJAS認証状況、減塩目標進捗状況、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会正副会長の推薦、日本版包装前面栄養表示(FOPNL)に係る消費者庁の検討状況等について報告した。

##### 第2回

日時：令和7(2025)年9月2日(火)

場所：九段下 寿白

議事：脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX推進法)及び資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)の一部を改正する法律案、日本版包装前面栄養表示ガイドライン(案)、防災活動の取組等について意見交換を行った。

### 第3回

日時：令和7(2025)年12月22日(月)

場所：協会会議室

議事：食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース、令和8年度事業計画(案)、日本版包装前面栄養表示(FOPNL)、総需要算出に係る生産数量報告の要請、2024年度CO<sub>2</sub>排出量等のデータ公表(案)等について意見交換を行った。

#### (4) 即席めん食育推進委員会

オンラインを併用して6回開催した。即席めん食育推進事業について、即席めんへの「正確な情報に基づく正しい理解の醸成」を推進するとともに、「防災食」の要としてローリングストックの普及啓発を目的として、基本方針、具体案の検討を行い、実施が決定された事業については、進捗状況・結果報告、予算執行状況、成果等について報告し、検討を行った。また、小学生レシピコンクールやオリジナル料理コンテストの審査にもご協力いただいた。

#### (5) 技術・表示合同委員会

オンラインを併用して5回開催した。食品産業の発展に向けた計画認定制度、減塩目標の進捗状況、日本版包装前面栄養表示(FOPNL)ガイドラインに係る消費者庁の検討会の状況、食品期限表示設定のためのガイドラインの見直し検討会の状況、食品表示基準の個別品目ごとの表示ルール廃止に伴う即席めんの表示に関する公正競争規約等の見直し等について、協会としての対応の検討を行った。

#### (6) 環境委員会

オンラインを併用して2回開催した。農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室担当官を招いて、改正資源有効利用促進法(再生材利用計画・報告義務化)についての講演を行うとともに、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案への対応について検討を行った。また、プラスチック製容器包装リサイクル工場見学会を行った。

#### (7) 物流問題検討会

農林水産省物流生産性向上推進室担当者を招いて、①「新物効法に基づく運送・荷役等の効率化に向けた基本方針、荷主・物流事業者の努力義務、判断基準等」の施行について説明を受けるとともに、②令和8年4月1日の物資の流通の効率化に関する法律の施行に先立ち、「持続可能な食品等の流通に向けて」の講演を受けた。各社における「物流の適正化・生産性向上に向けた即席めん業界の自主行動計画」の進捗状況を確認するとともに、物流の適正化・生産性向上に向けた即席めんの自主行動計画を改訂した。

## 2. 事業

### (1) 即席めん食育推進事業

即席めん食育推進事業について、即席めんの「正確な情報に基づく正しい理解の醸成」を推進するとともに、「防災食」の要としてローリングストックの普及啓発に努めた。

#### ① 日本赤十字社との防災活動の取組の強化

- a. 災害発生直後の非常食としては勿論のこと、日頃から災害に備えた防災意識の向上を目的として、日本赤十字社との取組を強化し、日本赤十字社が全国で行う防災セミナーやイベント、日本赤十字看護大学での講義等において、即席めんを例としたローリングストックの普及啓発を推進した。
- b. 協会制作の冊子「本当に知ってる？防災食のこと」を全国全ての小学校、中学校、および高等学校に案内を行い、希望する学校にもれなく提供した。

#### ② 日本栄養士会、日本スポーツ栄養協会との総合的な活動の取組の強化

管理栄養士、栄養士は医療、福祉、教育、地域活動等の各職域において指導的立場で活躍していることから、全国の管理栄養士及び栄養士が会員となっている日本栄養士会や日本スポーツ栄養協会との取組を強化し、加工食品の安全性や健康と栄養に関する正しい情報の周知を図った。

#### ③ 小学校高学年を対象とした食育活動

- a. インスタントラーメン図鑑、学習教材「日本のめん食文化」の活用と展開
  - ・小学校高学年の家庭科、総合学習用としてインスタントラーメン図鑑、学習教材「日本のめん食文化」を全国全ての小学校に案内し、希望する学校にもれなく提供した。
  - ・インスタントラーメン図鑑については、引き続き、全国全ての公共図書館へ寄贈した。
- b. インスタントラーメン小学生レシピコンクールの開催
  - ・書類選考を経て、レシピコンクール全国大会を開催し、全国大会の最優秀賞2名に農林水産大臣賞及び文部科学大臣賞を授与した。

#### ④ 一般消費者を対象とした食育活動

- a. オリジナル料理コンテストの開催
  - ・即席めんをより身近に感じてもらうことを目的として、食のプロを目指す学生に加え、大学等の料理サークルや広く一般消費者も対象として募集し、書類選考を経て全国大会を開催した。
- b. SNS レシピ投稿コンテストの開催
  - ・SNSを活用したレシピ投稿コンテストを開催し、日常生活の中でのアイデアレシピの発掘と拡散を行った。
- c. インスタントラーメンの簡単おいしいアレンジレシピ
  - ・即席めんが得意とする「簡単・便利」なメニューの強化とアップデートを図った。
  - ・料理講習会や各種イベント等で配布するとともに、希望する団体・グループ等に配

布した。

d. ホームページや SNS を通した情報提供を強化し、常に消費者の興味・関心を引く情報発信を行った。

e. インスタントラーメン図鑑を全国全ての公共図書館、希望する小学生、消費者、マスコミ関係者等に配布した。

## (2) 調査普及事業

即席めんに関する公正競争促進のため、日本即席食品公正取引協議会に助成を行った。

## (3) 広報宣伝事業

① ホームページに加えて、SNS での情報発信の強化を行った。

② 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの強化・推進

a. 一般消費者や管理栄養士、地域のリーダー等を対象とした参加型リスクコミュニケーションを開催し、加工食品の安全性についての情報発信を行った。

b. 行政、栄養士、加工食品業界を交えて、「健康と栄養」やバランスの良い食生活実現のための方策や食育活動などについて、引き続き、推進した。

③ インスタントラーメン料理講習会の開催・協賛を行い、インスタントラーメンの簡単レシピの普及を図った。

④ 食品に関する展示会に出展し、インスタントラーメンの広報と簡単調理レシピの普及啓発を行った。

## (4) 協会活動に関するオンライン情報交換会の開催

地方会員や関連会員との、より円滑な情報共有を図ることを目的として、オンライン情報交換会や専門家を講師としたオンラインセミナーを開催した。

## (5) 関係団体との連携・協力

円滑な情報交換や要請活動を行うため、食品業界関連、食育関連、環境関連、国際関連の各団体との連携・協力を行った。

## (6) 会報誌の発行

即席食品を巡る諸情勢、協会の活動等について記載した会報誌を年 4 回、会員、理事、監事、関係団体、農林水産省及び国会図書館等に配布した。

## (7) 災害等への対応

a. 災害時緊急支援のガイドラインを適宜見直し、支援体制の整備に努めた。

b. 東京都との災害救助用即席めん支援契約（220 万食）や、日本赤十字社との災害支

援協定などのアップデートを行い、支援体制の強化を図った。

- c. 日本赤十字社と連携して、日本赤十字社が全国で行う防災セミナーやイベントや山形大学防災セミナー等において、即席めんを例としたローリングストックの普及啓発の更なる展開を図った。
- d. 会員の協力を得て、災害発生時等に必要となる被災者支援や寄付等を行った。

#### (8) プラスチック製容器包装資源循環への取組

プラスチックの資源循環に向けた3R・環境配慮設計への関心が高まる中で、更なるプラスチック容器包装・製品の資源循環の取組が求められている。このような状況から、農林水産省では2025年10月にプラスチック再生材利用を主軸とするプラスチック資源循環に関する取組方向を官民で戦略的に議論・検討する「食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース」を立ち上げた。即席めん業界の原単位に対する排出見込量はほぼ横這いとなっているが、再生資源への取組や環境配慮設計の促進など、更なる資源循環の取組が求められることから、当協会も委員として参加した。

#### (9) 物流効率化への対応

「物流の2024年問題」の課題解決に向けて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（物流改正法）等が公布され、同法の完全施行等に向けて関係の政令、省令、告示等施行されたことから、「即席めん業界における物流標準化ガイドライン」および「物流の適正化・生産性向上に向けた即席めん業界の自主行動計画」に沿って、各社の実行可能性や経営戦略にも十分配慮しつつ、物流の適正化・生産性向上を図った。

#### (10) 食品表示基準等改正への対応

消費者庁において、2024年度の「個別品目ごとの表示ルール見直し検討会」の結果を受けて2025年3月28日付で、食品表示基準が改正された。即席めんを含め種々の品目の個別表示ルールを廃止し、横断ルールへ移行された。食品表示基準改正を受け、再度、業界への表示改版等の影響を検討し、公正競争規約等の見直しの必要性を検討した結果、引き続き、業界として消費者への適正な表示ルールを維持していくことを目的に、公正競争規約については改正は行わず、現行の表示を維持することとした。

また、同日付で、消費者庁が新たに「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正を公表したことから、協会のガイドラインについても安全係数等の見直しを検討した。

#### (11) 栄養改善の取組への検討

消費者庁において、令和5年度から「食品表示懇談会」が開催されており、その中で「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」において、「日本版包装前面栄養表示ガイドライ

ン」が策定されたが、協会からは、消費者庁に意見書を提出するとともに、パブリックコメントにおいても食塩相当量の表示様式の設定の仕方について異議を唱えた。ガイドライン自体は、表示基準に位置付けない推奨ルールであることから、他業界の動きも見据えて、当面注視していくこととした。また、「デジタルツール活用検討分科会」など、2026年度も検討が継続される予定のものもあり、これらの議論を踏まえ、即席めんにおける消費者への栄養改善に資する取組について、栄養情報提供の手法等を検討した。

#### (12) 減 塩

協会独自の減塩目標の下に、その着実な推進と的確な評価を行い、会員各企業の努力を促すとともに、協会としても将来の減塩に関する取組の進捗状況等の確認を行った。

#### (13) 環境対策の推進

協会では2030年までに取り組むべき環境負荷低減対策として、引き続き安全・安心な即席めんを将来にわたり供給していくために、CO<sub>2</sub>削減については、2013年度比30%削減の目標設定を行って努力しており、2024年度の削減率は22.9%となった。また、サステナブルなモノづくり団体を目指していくことを目的とした「環境対策自主行動計画」に沿って、低炭素社会の実現や再生可能エネルギーの利用などを引き続き推進していくこととした。

#### (14) JAS 認証比率の向上

JAS マークの認知向上に努めるとともに、JAS マーク認証取得率の向上を働きかけた。新規には韓国の農心の2工場でJAS マーク認証に向けた審査を実施し、認証した。

#### (15) 会員の勧誘

即席めん業界の健全な発展を図ることを目的として、即席めん製造を行う企業に働きかけ、会員への勧誘を行った。

### 3. 財 政

#### (1) 固定資産

基本財産の2千万円を固定資産として維持した。

#### (2) 会 費

即席めん製造会員および関連製品製造会員の各会費単価は前年度と同額とした。

① 即席めん製造会員

区 分	摘 要	会 費
平 等 割		¥24,000-/年
生産高割	めん機幅 小 (300mm 未満)	¥24,000-/年
	めん機幅 中 (300~500mm 未満)	¥48,000-/年
	めん機幅 大 (500mm 超)	¥72,000-/年
数 量 割	希望小売価格 ¥150 以下	¥ 0.045-/食
	希望小売価格 ¥151~280-	¥ 0.075-/食
	希望小売価格 ¥281 以上	¥ 0.085-/食

② 関連製品製造会員

区 分	摘 要	会 費
平 等 割		¥24,000-/年
関連事業者会費	関連製品製造者	¥24,000-/年



# 令和7年度 財務諸表

一般社団法人 日本即席食品工業協会

(1) 貸借対照表

(2) 正味財産増減計算書

(3) 財務諸表に対する注記

(4) 財産目録



## (1) 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	22,634	33,032	△ 10,398
預金	196,770,571	177,061,886	19,708,685
未収金	16,062	17,148	△ 1,086
前払金	733,183	683,683	49,500
立替金	4,050,361	4,052,368	△ 2,007
流動資産合計	201,592,811	181,848,117	19,744,694
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	17,761,000	16,040,000	1,721,000
特定資産合計	17,761,000	16,040,000	1,721,000
(3) その他固定資産			
什器備品	1,061,047	1,290,578	△ 229,531
電話加入権	8,000	8,000	0
差入保証金	2,868,600	2,868,600	0
その他固定資産合計	3,937,647	4,167,178	△ 229,531
固定資産合計	41,698,647	40,207,178	1,491,469
資産合計	243,291,458	222,055,295	21,236,163
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	127,648	298,868	△ 171,220
前受金	22,929,948	22,188,168	741,780
預り金	1,620,359	1,635,894	△ 15,535
賞与引当金	2,029,714	1,980,421	49,293
仮受金	2,636	11,324	△ 8,688
流動負債合計	26,710,305	26,114,675	595,630
2. 固定負債			
退職給付引当金	17,761,000	16,040,000	1,721,000
固定負債合計	17,761,000	16,040,000	1,721,000
負債合計	44,471,305	42,154,675	2,316,630
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	20,000,000	20,000,000	0
正味財産合計	198,820,153	179,900,620	18,919,533
負債及び正味財産合計	243,291,458	222,055,295	21,236,163

(注) 平成25年3月31日に公益目的支出計画が完了したため実施事業資産はない。

## (2) 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	21,172	340	20,832
② 会費	298,732,159	285,521,270	13,210,889
③ 受取助成金	3,240,000	3,240,000	0
④ 雑収益	324,578	97,587	226,991
⑤ 引当金取崩額	1,980,421	3,719,077	△ 1,738,656
経常収益計	304,298,330	292,578,274	11,720,056
(2) 経常費用			
① 事業費	238,622,228	316,439,266	△ 77,817,038
② 管理費	46,756,569	46,375,669	380,900
経常費用計	285,378,797	362,814,935	△ 77,436,138
当期経常増減額	18,919,533	△ 70,236,661	89,156,194
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	18,919,533	△ 70,236,661	89,156,194
一般正味財産期首残高	179,900,620	250,137,281	△ 70,236,661
一般正味財産期末残高	198,820,153	179,900,620	18,919,533
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	198,820,153	179,900,620	18,919,533

### (3) 財務諸表に対する注記

令和8年3月31日現在

#### 1. 重要な会計方針

- (1) 「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券  
満期保有目的の有価証券については、取得価格と債券金額との差額はないため原価法を適用している。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
固定資産の減価償却は定率法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金  
退職給付引当金は職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。  
なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。
  - ・賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税については税込みで処理している。
- (6) リース取引の処理方法
  - ・ファイナンスリース取引  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	20,000,000	0	0	20,000,000
小 計	20,000,000	0	0	20,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	16,040,000	1,721,000	0	17,761,000
小 計	16,040,000	1,721,000	0	17,761,000
合 計	36,040,000	1,721,000	0	37,761,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	20,000,000	0	20,000,000	0
小 計	20,000,000	0	20,000,000	0
特定資産				
退職給付引当資産	17,761,000	0	0	17,761,000
小 計	17,761,000	0	0	17,761,000
合 計	37,761,000	0	20,000,000	17,761,000

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取 得 価 額	減価償却累計額	当 期 末 残 高
その他の固定資産			
什器備品	3,168,970	2,107,923	1,061,047
合 計	3,168,970	2,107,923	1,061,047

## (4) 財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金 現金手許有高	22,634	
預金	196,770,571	
未収金	16,062	
前払金	733,183	
立替金	4,050,361	
流動資産合計		201,592,811
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
基本財産引当預金 定期預金	20,000,000	
基本資産合計	20,000,000	
(2) 特定資産		
退職給付引当資産	17,761,000	
特定資産合計	17,761,000	
(3) その他固定資産		
什器備品	1,061,047	
電話加入権	8,000	
差入保証金	2,868,600	
その他固定資産合計	3,937,647	
固定資産合計		41,698,647
資産合計		243,291,458
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	127,648	
前受金	22,929,948	
預り金	311,000	
預り金	1,309,359	
賞与引当金	2,029,714	
独立会計仮受金	2,636	
流動負債合計		26,710,305
2. 固定負債		
退職給付引当金	17,761,000	
固定負債合計		17,761,000
負債合計		44,471,305
正味財産		198,820,153

## 附 属 明 細 書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記で記載しているため、附属明細での記載を省略している。

### 2. 引当金の明細

引当金の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付引当金	16,040,000	1,721,000	0	17,761,000
賞与引当金	1,980,421	2,029,714	1,980,421	2,029,714
合 計	18,020,421	3,750,714	1,980,421	19,790,714

# 令和7年度 収支計算書

一般社団法人 日本即席食品工業協会

(1) 資金収支計算書

(2) 計算書類に対する注記



# (1) 資金収支計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 基本財産運用収入	0	21,172	△ 21,172	預金利息
(2) 会費収入	271,300,000	298,732,159	△ 27,432,159	
平等割収入	1,340,000	1,344,000	△ 4,000	
生産高割収入	11,200,000	11,232,000	△ 32,000	
数量割収入	258,400,000	285,796,159	△ 27,396,159	
関連事業者会費収入	360,000	360,000	0	
(3) 受取助成金収入	6,000,000	3,240,000	2,760,000	
(4) 雑収入	20,000	324,578	△ 304,578	預金利息等
事業活動収入計	277,320,000	302,317,909	△ 24,997,909	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	236,190,000	236,671,697	△ 481,697	
食育推進事業費支出	104,010,000	103,650,473	359,527	
委員会等会合費支出	700,000	828,604	△ 128,604	委員会会議室料・食事代
人件費支出	60,000,000	59,650,271	349,729	職員人件費
調査研究研修費支出	6,820,000	5,923,030	896,970	SRIデータ使用料等
流通消費対策費支出	360,000	360,000	0	消費者団体関連会費
宣伝費支出	59,700,000	61,140,134	△ 1,440,134	SNS関連・料理講習会等・広告料
他団体等協力費支出	3,400,000	3,619,185	△ 219,185	関連団体会費等
公取普及協力費支出	1,200,000	1,500,000	△ 300,000	
(2) 管理費支出	48,600,000	44,726,855	3,873,145	
会議費支出	6,800,000	7,185,159	△ 385,159	総会等費用
人件費支出	19,000,000	17,182,804	1,817,196	役員報酬等
旅費交通費支出	500,000	184,870	315,130	
交際費支出	500,000	465,352	34,648	
会報費支出	800,000	633,600	166,400	会報誌印刷代
賃借料支出	12,000,000	10,998,307	1,001,693	事務室賃料・共益費・機器リース料等
消耗品費等支出	3,000,000	2,372,702	627,298	機器保守料・事務用品・新聞購読料等
通信運搬費支出	1,300,000	1,034,288	265,712	
光熱水料費支出	600,000	316,117	283,883	
雑支支出	2,000,000	1,085,436	914,564	登記費用・関係団体へのお歳暮等
寄付金支出	2,000,000	3,100,000	△ 1,100,000	日本赤十字社等寄付金
租税公課支出	100,000	168,220	△ 68,220	税金・印紙代
事業活動支出計	284,790,000	281,398,552	3,391,448	
事業活動収支差額	△ 7,470,000	20,919,357	△ 28,389,357	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1) 特定資産取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出	3,000,000	1,721,000	1,279,000	
退職給付引当資産取得支出	3,000,000	1,721,000	1,279,000	職員退職金引当
投資活動支出計	3,000,000	1,721,000	1,279,000	
投資活動収支差額	△ 3,000,000	△ 1,721,000	△ 1,279,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	△ 10,470,000	19,198,357	△ 29,668,357	
前期繰越収支差額	157,710,000	157,713,863	△ 3,863	
次期繰越収支差額	147,240,000	176,912,220	△ 29,672,220	

## (2) 資金収支計算書に対する注記

### (1) 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収金、前払金、立替金、未払金、前受金、預り金、仮受金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記(2)に記載するとおりである。

### (2) 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科	目	前期末残高	当期末残高
現	金	33,032	22,634
預	金	177,061,886	196,770,571
未	収	17,148	16,062
前	払	683,683	733,183
立	替	4,052,368	4,050,361
合	計	181,848,117	201,592,811
未	払	298,868	127,648
前	受	22,188,168	22,929,948
預	り	1,635,894	1,620,359
仮	受	11,324	2,636
合	計	24,134,254	24,680,591
次期繰越収支差額		157,713,863	176,912,220

# 監 査 報 告

令和7年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、及び帳票類  
を監査した結果、適正に処理、記載されていることを認めます。

令和8年5月8日

監 事 伊 藤 充 弘 

同 座 古 昌 長 

同 佐 原 信 雄 



## 第2号議案

### 任期满了に伴う理事の選任について

一般社団法人日本即席食品工業協会定款第21条第1項の規定に基づき、理事の選任について、提案します。

令和8年6月8日

一般社団法人 日本即席食品工業協会  
理事長 井田 純一郎

## 令和 8 (2026) 年度 理 事 (案)

所 属	一般社団法人 日本即席食品工業協会	日本即席食品工業 公正取引協議会	一般社団法人 日本即席食品認定協会
明星食品(株)	◎豊留 昭浩	◎豊留 昭浩	豊留 昭浩
東洋水産(株)	○住本 憲隆	○住本 憲隆	住本 憲隆
(一社)日本即席食品工業協会	*吉井 巧	*吉井 巧	◎吉井 巧
(一社)日本即席食品認定協会			*船田 修平
日清食品ホールディングス(株)	安藤 宏基	安藤 宏基	安藤 宏基
日清食品(株)	安藤 徳隆	安藤 徳隆	安藤 徳隆
サンヨー食品(株)	井田 純一郎	井田 純一郎	井田 純一郎
ハウス食品グループ本社(株)	浦上 博史	浦上 博史	浦上 博史
ヤマダイ(株)	大久保 慶一	大久保 慶一	大久保 慶一
(株)マルタイ	末次 隆	末次 隆	末次 隆
大黒食品工業(株)	竹村 修	竹村 修	竹村 修
まるか食品(株)	丸橋 嘉一	丸橋 嘉一	丸橋 嘉一
エースコック(株)	村岡 寛人	村岡 寛人	村岡 寛人
(一財)食品産業センター	荒川 隆		
(元)公正取引委員会事務総長	上杉 秋則		
東京大学名誉教授	唐木 英明		
日本弁理士会	北村 修一郎		
(公社)日本栄養士会	下浦 佳之		
(一社)食品需給研究センター	白須 敏朗		
(一社)日本食品・バイオ知的財産権 センター	竹本 一志		
実践女子大学名誉教授	西島 基弘		
(一財)日本食品分析センター	西村 勉		
(一社)栄養改善普及会	森光 康次郎		

◎理事長 ○副理事長 \*専務理事

任期：令和 8 年 6 月～令和 10 年 5 月

### 第3号議案

#### 常勤役員報酬支給規程の改訂について

一般社団法人日本即席食品工業協会定款第26条第1項の規定に基づき、常勤役員報酬支給規程の改訂について提案します。

令和8年6月8日

一般社団法人日本即席食品工業協会  
理事長 井田 純一郎

## 常勤役員報酬支給規程（案）

一般社団法人日本即席食品工業協会

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 30 年 1 月 25 日改正

## （目 的）

第 1 条 この規程は、定款 26 条の規程に基づき、一般社団法人日本即席食品工業協会（以下「協会」という。）の常勤役員の報酬に関し、必要な事項を定める。

## （報 酬）

第 2 条 常勤役員については報酬を支給する。

2 報酬は年俸制とする。

## （報 酬 額）

第 3 条 常勤役員の年間報酬は、協会の財政状況、当該役員の勤務状況、物価上昇等を勘案し、同等の団体の報酬規程も参照の上、総会で別表 I に定める額とする。

## （支給方法）

第 4 条 報酬は総会で定める年間報酬を、毎月、協会の職員給与規程に準じて支給する。

第 5 条 新たに役員となった者の就任した月の報酬は日割り計算による。

2 役員が退職しまたは死亡したときは、年間報酬額の 120 分の 1 に、その月までの月数を乗じた額を支給する。

第 6 条 実費に基づく通勤手当は支給するが、その他の諸手当及び賞与は、年間報酬額に含まれているものとして支給しない。

別表 I

役 職	報酬月額（単位：円）
専務理事	1,400,000

## 報告事項

### 令和8（2026）年度事業計画及び予算について

一般社団法人日本即席食品工業協会定款第36条第1項の規定に基づき、令和8年度事業計画及び予算について、別紙のとおり理事会で承認されたので報告します。

令和8年6月8日

一般社団法人日本即席食品工業協会  
理事長 井田 純一郎

## 令和 8 (2026) 年度 事業計画

一般社団法人 日本即席食品工業協会

### 基本姿勢

中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まりに伴う資源・エネルギー価格の高騰や世界的なインフレの進行、アメリカの政策動向など、先行き不透明な状況下で、特に生活に密着した食品関連では原料価格や人件費を含む経費の上昇が続き、消費者の生活を圧迫している。製品価格の値上げが続く中で、消費者のニーズはより複雑化してきた。このような環境下において、国内では政権交代による今後の政策推進の方向性をしっかりと見極めるとともに、国際情勢の影響にも十分注視していく必要がある。

当業界においては、2026年4月期の輸入小麦の政府売渡価格は2.5%の引上げになるとともに、パーム油をはじめとするその他原材料の価格高騰や円安により、予断を許さない状況が続いている。このような状況の中で、食育推進活動を引き続き展開するとともに、物流効率化や食品表示基準への対応、減塩、環境対策の推進など、経済・社会情勢の変化にも対応しつつ、求められる総合的な対策を推進していくこととする。特に、2025年5月には再生材の利用計画策定・報告の義務化等を措置する改正資源有効利用促進法が成立し、再生材の活用による循環経済の実現に貢献すべきとの期待が高まっている。このため、プラスチックに係る循環経済の実現が求められるなど、業界が成長を続けていくためには、変化する環境に柔軟に対応できる体制づくりが求められている。また、災害発生時の支援だけに留まらず、関係機関と連携しつつ、日常の防災活動の推進にも積極的に対応していく。

当協会では設立60周年に掲げた食の安全・安心、健康と栄養、環境負荷低減対策、安定供給の4つの目標の実現と共に、持続可能な社会の実現に向けて積極的に貢献していくため、会員それぞれが努力し、協調していかなければならない。

### 1. 諸会議

#### (1) 総会

令和8年6月8日(月)

#### (2) 理事会

第1回 令和8年6月8日(月)

第2回 令和8年6月8日(月)

第3回 令和9年1月19日(火)

#### (3) 企画委員会

第1回 令和8年5月21日(木)

第2回 令和8年8月28日(金)

### 第3回 令和8年12月

- (4) 即席めん食育推進委員会  
4回程度を予定
- (5) 技術委員会  
4回程度を予定
- (6) 表示委員会  
4回程度を予定
- (7) 環境委員会  
3回程度を予定
- (8) 物流問題検討会  
2回程度を予定

## 2. 事業

### (1) 即席めん食育推進事業

即席めん食育推進事業について、即席めんへの「正確な情報に基づく正しい理解の醸成」を推進するとともに、「防災食」の要としてローリングストックの普及啓発に努める。

#### ① 日本赤十字社との防災活動の取組の強化

- a. 災害発生直後の非常食としては勿論のこと、日頃から災害に備えた防災意識の向上を目的として、日本赤十字社との取組を強化し、日本赤十字社が全国で行う防災セミナーやイベント、日本赤十字看護大学での講義等において、即席めんを例としたローリングストックの普及啓発を推進する。
- b. 協会制作の冊子「本当に知ってる？防災食のこと」を全国全ての小学校、中学校、および高等学校に案内を行い、希望する学校にもれなく提供する。

#### ② 日本栄養士会、日本スポーツ栄養協会との総合的な活動の取組の強化

管理栄養士、栄養士は医療、福祉、教育、地域活動等の各職域において指導的立場で活躍していることから、全国の管理栄養士及び栄養士が会員となっている日本栄養士会や日本スポーツ栄養協会との取組を強化し、加工食品の安全性や健康と栄養に関する正しい情報の周知を図る。

#### ③ 小学校高学年を対象とした食育活動

- a. インスタントラーメン図鑑、学習教材「日本のめん食文化」の活用と展開
  - ・小学校高学年の家庭科、総合学習用としてインスタントラーメン図鑑、学習教材「日本のめん食文化」を全国全ての小学校に案内し、希望する学校にもれなく提供する。
  - ・インスタントラーメン図鑑については、引き続き、全国全ての公共図書館へ寄贈する。

- b. 小学生インスタントラーメンレシピコンクールの開催
  - ・書類選考を経て、レシピコンクール全国大会を開催する。全国大会の最優秀賞2名に農林水産大臣賞及び文部科学大臣賞を授与する。

④ 一般消費者を対象とした食育活動

- a. オリジナル料理コンテストの開催
  - ・即席めんをより身近に感じてもらうことを目的として、食のプロを目指す学生に加え、大学等の料理サークルや広く一般消費者も対象として募集し、書類選考を経て全国大会を開催する。
- b. SNS レシピ投稿コンテストの開催
  - ・SNSを活用したレシピ投稿コンテストを開催し、日常生活の中でのアイデアレシピの発掘と拡散を行う。
- c. インスタントラーメンの簡単おいしいアレンジレシピ
  - ・即席めんが得意とする「簡単・便利」なメニューの強化とアップデートを図る。
  - ・料理講習会や各種イベント等で配布するとともに、希望する団体・グループ等に配布する。
- d. ホームページやSNSを通じた情報提供を強化し、常に消費者の興味・関心を引く情報発信を行う。
- e. インスタントラーメン図鑑を全国全ての公共図書館、希望する小学生、消費者、マスコミ関係者等に配布する。

⑤ その他

状況変化に応じた新たな検討・提案については、食育推進委員会で適宜協議し、迅速に対応する。

(2) 調査普及事業

- ① 即席めんの購入・摂取及び、意識等に係る調査・分析を行い、会員にフィードバックする。
- ② 即席めんに関する公正競争促進のため、日本即席食品公正取引協議会に助成を行う。

(3) 広報宣伝事業

- ① ホームページに加えて、SNSでの情報発信の強化を行う。
- ② 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの強化推進
  - a. 一般消費者や管理栄養士、地域のリーダー等を対象とした参加型リスクコミュニケーションを開催し、加工食品の安全性についての情報発信を行う。
  - b. 行政、栄養士、加工食品業界を交えて、「健康と栄養」やバランスの良い食生活実現のための方策や食育活動などについて、引き続き、推進していく。
- ③ インスタントラーメン料理講習会の開催・協賛を行い、インスタントラーメンの簡単

レシピの普及を図る。

- ④ 食品に関する展示会に出展し、インスタントラーメンの広報と簡単調理レシピの普及啓発を行う。

(4) 協会活動に関するオンライン情報交換会の開催

地方会員や関連会員との、より円滑な情報共有を図ることを目的として、オンライン情報交換会や専門家を講師としたオンラインセミナーを開催する。

(5) 関係団体との連携・協力

円滑な情報交換や要請活動を行うため、食品業界関連、食育関連、環境関連、国際関連の各団体との連携・協力を行う。

(6) 会報誌の発行

「食の安全」等に関する有識者からの寄稿文を掲載するとともに、即席食品を巡る諸情勢、協会の活動等について記載した会報誌を、年4回を会員、理事、監事、関係団体、農林水産省及び国会図書館等に配布する。

(7) 災害等への対応

- a. 災害時緊急支援のガイドラインを適宜見直し、支援体制の整備に努める。
- b. 東京都との災害救助用即席めん支援契約（220万食）や、日本赤十字社との災害支援協定などのアップデートを行い、支援体制の強化を図る。
- c. 日本赤十字社と連携して、日本赤十字社が全国で行う防災セミナーやイベント、山形大学防災セミナー等において、即席めんを例としたローリングストックの普及啓発の更なる展開を図る。
- d. 会員の協力を得て、災害発生時等に必要となる被災者支援や寄付等を行う。

(8) プラスチック製容器包装資源循環への取組

プラスチックの資源循環に向けた3R・環境配慮設計への関心が高まる中で、更なるプラスチック容器包装・製品の資源循環の取組が求められている。即席めん業界の原単位に対する排出見込量はほぼ横這いとなっているが、再生資源への取組や環境配慮設計の促進など、更なる資源循環の取組に努める。

(9) 物流効率化への対応

「物流の2024年問題」の課題解決に向けて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（物流改正法）等が公布され、同法の完全施行等に向けて関係の政令、省令、告示等が施行された。

「即席めん業界における物流標準化ガイドライン」および「物流の適正化・生産性向上に向けた即席めん業界の自主行動計画」に沿って、各社の実行可能性や経営戦略にも十分配慮しつつ、引き続き、物流の適正化・生産性向上を目指す。

#### (10) 食品表示基準等改正への対応

消費者庁における検討会については、昨年度までの段階で以下の会議が開催されてきたが、①から③までは、会議の結論が出ており、今後、再度、業界への影響等を検討し、引き続き、業界として消費者への適正な表示ルールを維持するよう努めることとする。また、④についても検討会の内容を注視していき、業界としての対応を検討していく必要がある。

- ①個別品目ごとの表示ルール見直し検討会
- ②食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会
- ③日本版包装前面栄養表示に関する検討会
- ④食品表示へのデジタルツール活用検討分科会

#### (11) 栄養改善の取組への検討

「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」において、「日本版包装前面栄養表示ガイドライン」が示されたことから、検討会での議論を踏まえ、即席めんにおける消費者への栄養改善に資する取組について、引き続き、栄養情報提供の手法等を検討していくこととする。

#### (12) 減 塩

協会独自の減塩目標の下に、その着実な推進と的確な評価を行い、会員各企業の努力を促すとともに、協会としても将来の減塩に関する取組を強化していくこととする。

#### (13) 環境対策の推進

協会では2030年までに取り組むべき環境負荷低減対策として、CO<sub>2</sub>削減目標を2013年度比30%削減と大幅に拡充することとし、引き続き安全・安心な即席めんを将来にわたり供給していく。また、サステナブルなモノづくり団体を目指していくことを目的とした「環境対策自主行動計画」に沿って、低炭素社会の実現や再生可能エネルギーの利用などをより一層推進していくこととする。

#### (14) JAS 認証比率の向上

JAS マークの認知向上に努め、JAS マーク認証取得率の向上に努める。

#### (15) 会員の勧誘

即席めん業界の健全な発展を図ることを目的として、即席めん製造を行う企業に働きか

け、会員への勧誘を行う。

### 3. 財 政

#### (1) 固定資産

基本財産の2千万円を固定資産として維持する。

#### (2) 会 費

即席めん製造会員および関連製品製造会員の各会費単価は前年度と同額とする。

##### ① 即席めん製造会員

区 分	摘 要	会 費
平 等 割		¥24,000-/年
生産高割	めん機幅 小 (300mm 未満)	¥24,000-/年
	めん機幅 中 (300~500mm 未満)	¥48,000-/年
	めん機幅 大 (500mm 超)	¥72,000-/年
数 量 割	希望小売価格 ¥150 以下	¥ 0. 045-/食
	希望小売価格 ¥151~280-	¥ 0. 075-/食
	希望小売価格 ¥281 以上	¥ 0. 085-/食

##### ② 関連製品製造会員

区 分	摘 要	会 費
平 等 割		¥24,000-/年
関連事業者会費	関連製品製造者	¥24,000-/年

# 令和8年度 収支予算書

(令和8年度正味財産増減予算書)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	本年度	前年度	増 減	備 考
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
<b>1. 経常増減の部</b>				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	10	0	10	利息
② 会費	282,820	271,300	11,520	
平等割	1,290	1,340	△ 50	@24千円×54社
生産高割	11,200	11,200	0	めん機幅：小@24千円 中@48千円 大@72千円
関連事業者会費	330	360	△ 30	14社(かやく・調味料・米等関連事業者)
数量割	270,000	258,400	11,600	メーカー希望小売価格：150円以下1食4.5銭 151円～280円1食7.5銭 281円以上1食8.5銭
③ 受取助成金	0	6,000	△ 6,000	
④ 雑収益	20	20	0	利息等
(2) 経常費用				
① 事業費	245,430	239,190	6,240	
食育推進事業費	121,280	104,010	17,270	レシピコンテスト・各種教材制作配布・防災関連事業等
委員会等会合費	800	700	100	委員会会議室料・食事代
人件費	66,000	63,000	3,000	昇給・昇進等により増
調査研究研修費	6,820	6,820	0	市場データ研究費等
流通消費対策費	360	360	0	消費者団体会費
宣伝費	45,070	59,700	△ 14,630	イベント出展・教員関連座談会・料理講習会開催・広告宣伝費等
他団体等協力費	3,500	3,400	100	関係団体会費
公取普及協力費	1,600	1,200	400	日本即席食品公正取引協議会への協力費
② 管理費	50,400	48,600	1,800	
会議費	8,500	6,800	1,700	総会・理事会・監査等 前年度実績に基づき増
人件費	19,000	19,000	0	役員報酬・福利厚生費等
旅費交通費	500	500	0	
交際費	500	500	0	
会報費	800	800	0	会報誌印刷代
賃借料	12,000	12,000	0	事務室賃料・共益費・機器リース料等
消耗品費等	3,000	3,000	0	機器保守料・事務用品・新聞等購読料
通信運搬費	1,300	1,300	0	
光熱水料	600	600	0	
雑費	2,000	2,000	0	登記費用・税務申告作成費用・会員関係団体慶弔・お歳暮費用等
寄付金	2,000	2,000	0	日本赤十字社防災プログラム
租税公課	200	100	100	税金・印紙代
(2) 経常費用計	295,830	287,790	8,040	
当期経常増減額	△ 12,980	△ 10,470	△ 2,510	
<b>2. 経常外増減の部</b>				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 12,980	△ 10,470	△ 2,510	
一般正味財産期首残高	198,820	179,900	18,920	
一般正味財産期末残高	185,840	169,430	16,410	
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
<b>III 正味財産期末残高</b>	185,840	169,430	16,410	

# 令和8年度 資金収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1. 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	10	0	10	利息
(2)会費収入	282,820	271,300	11,520	
平等割収入	1,290	1,340	△ 50	@24千円×54社
生産高割収入	11,200	11,200	0	めん機幅：小@24千円 中@48千円 大@72千円
関連事業者会費収入	330	360	△ 30	14社(かやく・調味料・米等関連事業者)
数量割収入	270,000	258,400	11,600	メ-カ-希望小売価格：150円以下1食4.5銭 151円～280円1食7.5銭 281円以上1食8.5銭
(3)受取助成金収入	0	6,000	△ 6,000	
(4)雑収入	20	20	0	利息等
事業活動収入計	282,850	277,320	5,530	
2. 事業活動支出				
(1)事業費支出	242,430	236,190	6,240	
食育推進事業費支出	121,280	104,010	17,270	レピ°コンテスト・各種教材制作配布・防災関連事業等
委員会等会合費支出	800	700	100	委員会会議室料・食事代
人件費支出	63,000	60,000	3,000	昇給・昇進等により増
調査研究研修費支出	6,820	6,820	0	市場データ研究費等
流通消費対策費支出	360	360	0	消費者団体会費
宣伝費支出	45,070	59,700	△ 14,630	イベント出展・教員関連座談会・料理講習会開催・広告宣伝費等
他団体等協力費支出	3,500	3,400	100	関係団体等会費
公取普及協力費支出	1,600	1,200	400	日本即席食品公正取引協議会への協力費
(2)管理費支出	50,400	48,600	1,800	
会議費支出	8,500	6,800	1,700	総会・理事会・監査等 前年度実績に基づき増
人件費支出	19,000	19,000	0	役員報酬・福利厚生費等
旅費交通費支出	500	500	0	
交際費支出	500	500	0	
会報費支出	800	800	0	会報誌印刷代
賃借料支出	12,000	12,000	0	事務室賃料・共益費・機器リース料等
消耗品費等支出	3,000	3,000	0	機器保守料・事務用品・新聞等購読料
通信運搬費支出	1,300	1,300	0	
光熱水料費支出	600	600	0	
雑支出	2,000	2,000	0	登記費用・税務申告作成費用・会員関係団体慶弔・お歳暮費用等
寄付金支出	2,000	2,000	0	日本赤十字社防災プログラム
租税公課支出	200	100	100	税金・印紙代
事業活動支出計	292,830	284,790	8,040	
事業活動収支差額	△ 9,980	△ 7,470	△ 2,510	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1. 投資活動収入				
(1)特定資産取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
(1)特定資産取得支出	3,000	3,000	0	
退職給付資産取得支出	3,000	3,000	0	職員退職金引当(退職金規程に基づく)
投資活動支出計	3,000	3,000	0	
投資活動収支差額	△ 3,000	△ 3,000	0	
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	△ 12,980	△ 10,470	△ 2,510	
前期繰越収支差額	176,910	157,710	19,200	
次期繰越収支差額	163,930	147,240	16,690	



# 令和8年度定時総会議事次第

日本即席食品工業公正取引協議会

日 時：令和8年6月8日（月）

場 所：ホテルニューオータニ

議 事：

第1号議案 令和7（2025）年度事業報告及び収支決算について

第2号議案 令和8（2026）年度事業計画及び収支予算について

第3号議案 任期満了に伴う理事の選任について



## 第 1 号議案

### 令和 7（2025）年度事業報告及び収支決算について

日本即席食品工業公正取引協議会規則第 25 条の規定に基づき、令和 7 年度事業報告及び収支決算について、別紙のとおり報告し、その承認を求めます。

令和 8 年 6 月 8 日

日本即席食品工業公正取引協議会  
理事長 井田 純一郎

## 令和 7 (2025) 年度事業報告について

日本即席食品工業公正取引協議会

## 概 要

景品表示法、並びに、「即席めんの公正な競争のため景品類の提供の制限に関する公正競争規約」、「即席めんの表示に関する公正競争規約」及び同施行規則の遵守に努め、会員への情報提供や消費者からの問い合わせに対応するとともに、日本即席食品工業協会が作成する消費者にやさしい表示のガイドラインに、新たにイメージ表示に関する項目を加える等、よりよい表示の啓発を行った。

## 1 諸会議

## (1) 総 会

日時：令和 7 (2025) 年 5 月 29 日 (木)

場所：ホテルニューオータニ

## (2) 理事会

## 第 1 回

日時：令和 7 (2025) 年 5 月 29 日 (木)

場所：ホテルニューオータニ

## 第 2 回

日時：令和 8 (2026) 年 1 月 21 日 (水)

場所：赤坂維新號

## 2 即席めんの表示調査会について

会員立会いの下に、各地区において消費者モニターによる表示調査会を開催した。なお、コロナ感染症の影響で、2019 年から 2024 年まで実施を控えていた。

調査会では、各地区で販売されている各社の商品の表示について、即席めんの公正競争規約の遵守状況を確認するとともに、より消費者にとって分かりやすい表示を行うために、消費者からの参考意見の聴取を行った。調査会の結果及びモニターから寄せられた意見等については、取りまとめて会員へ周知した。

令和 7 年度は、以下の 2 地区で実施。

## (1) 九州地区 (福岡)

日 時：令和 8 年 3 月 6 日 (金) 14 時から 16 時

会 場：TKP 博多駅前シティセンター

参加者：九州近郊の協議会会員、及び主婦や学生モニター 10 名が参加

主に九州地域の 40 商品の表示調査を実施

(2) 中部地区（愛知）

日 時：令和8年3月13日（金） 14時から16時

場 所：TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター

参加者：中部近郊の協議会会員及び主婦や学生のモニター 10名が参加

主に中部以北の40商品の表示調査を実施

3 消費者団体との意見交換会について

規約の普及・啓発を行うとともに、今後の規約運営に役立てることを目的として、例年、一般社団法人全国公正取引協議会連合会（以下、「全国公取協連合会」）が主催する各地域の消費者団体との意見交換会に参加している。

令和7年10月23日に、仙台地区における消費者団体との意見交換会（於：仙都会館）に参加し、即席めんの規約の遵守状況の説明や各消費者団体からの質問等に対応した。

4 全国公取協連合会が主催する各公取協議会との連絡会議について

令和7年10月10日、全国公正取引協議会連絡会議（於：KKR 東京）に参加し、他の協議会との意見交換を行った。

5 表示関係の行政の動きとその対応について

(1) 食品表示基準の改正による公正競争規約等の見直しについて

令和7年3月28日付けで、食品表示基準の即席めんの個別ルール部分が廃止されたことから、技術表示合同委員会において、廃止される基準に該当する公正競争規約の該当箇所について見直しを検討した結果、規約自体の改正は行わないこととした。協議会としては、原則、従来通りの表示ルールの運用を引き続き図っていくこととした。

(2) 食品期限表示設定ガイドラインの見直しについて

令和7年3月28日付けで、消費者庁の「食品期限表示設定ガイドライン」の改正がなされたことを受けて、技術表示合同委員会において、協会のガイドラインの見直しを検討した。ガイドラン中の安全係数の部分で、「なお、協会は安全係数として0.8を使用することを推奨する。」の部分削除することとし、一律に定めるのではなく、事業者の判断により係数を1に近づけることを許容した。

(3) 日本版包装前面栄養表示（FOPNL）ガイドラインについて

消費者庁の検討会において、令和7年6月に「日本版包装前面栄養表示ガイドライン案」が示された。表示様式について、食塩相当量のみが2重囲みで強調される形になっていることから、協会からは、消費者庁への意見書の提出やパブリックコメントへの反対意見を提出した。結果的に、令和8年2月公表の表示様式については修正されなかつ

たが、当該ガイドライン自体は、食品表示基準に位置付けない任意ルールということであることから、協会としては、他業界の動きも見ながら、当面注視していくこととした。

(4) 「消費者への分かりやすい表示の取組に係るガイドライン」の改正について

協会内の独自の表示ルールの取り決めとして、これまで「消費者への分かりやすい表示の取組に係るガイドライン」を策定し、会員へ周知してきている。

令和7年度は、消費者の視覚的にわかりやすい表示のために、イメージ表示に関する項目を加えたほか、商品の文字や背景の色使いについて、一定のルールを設けることを目的に、ガイドラインを改正し、消費者理解を支援する取組を一層進めることとした。

# 令和7年度 財務諸表

日本即席食品工業公正取引協議会

(1) 収 支 計 算 書

(2) 正味財産増減計算書

(3) 貸 借 対 照 表

(4) 財 産 目 録



## (1) 収 支 計 算 書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 会 費 収 入	492,000	492,000	0	
(2) 公取普及協力費	1,200,000	1,500,000	△ 300,000	(一社) 日本即席食品工業協会からの協力金
(3) 雑 収 入	0	28	△ 28	預金利息
事業活動収入計	1,692,000	1,992,028	△ 300,028	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	1,240,000	1,607,471	△ 367,471	
会 合 費 支 出	560,000	558,000	2,000	(一社) 全国公正取引協議会連合会会費
調 査 費 支 出	680,000	1,049,471	△ 369,471	表示調査会費用・旅費等
(2) 管理費支出	480,000	393,657	86,343	
会 議 費 支 出	70,000	62,619	7,381	総会会場費等按分
人 件 費 支 出	210,000	179,446	30,554	役員報酬等按分
そ の 他 支 出	200,000	151,592	48,408	消耗品費・賃借料・光熱水料費・通信運搬費等
事業活動支出計	1,720,000	2,001,128	△ 281,128	
事業活動収支差額	△ 28,000	△ 9,100	△ 18,900	
当期収支差額	△ 28,000	△ 9,100	△ 18,900	
前期繰越収支差額	28,000	28,205	△ 205	
次期繰越収支差額	0	19,105	△ 19,105	

## (2) 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 会 費	492,000	492,000	0
② 公取普及協力費	1,500,000	1,000,000	500,000
③ 雑収入	28	8	20
経常収益計	1,992,028	1,492,008	500,020
(2) 経常費用			
① 事業費	1,607,471	1,121,055	486,416
② 管理費	393,657	397,723	△ 4,066
経常費用計	2,001,128	1,518,778	482,350
当期経常増減額	△ 9,100	△ 26,770	17,670
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 9,100	△ 26,770	17,670
一般正味財産期首残高	28,205	54,975	△ 26,770
一般正味財産期末残高	19,105	28,205	△ 9,100
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	19,105	28,205	△ 9,100

### (3) 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金 預 金	16,469	16,881	△ 412
預 け 金	2,636	11,324	△ 8,688
流 動 資 産 合 計	19,105	28,205	△ 9,100
資 産 合 計	19,105	28,205	△ 9,100
II 負 債 の 部			
負 債 合 計	0	0	0
III 正 味 財 産 の 部			
1. 指 定 正 味 財 産			
指 定 正 味 財 産 合 計	0	0	0
2. 一 般 正 味 財 産	19,105	28,205	△ 9,100
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正 味 財 産 合 計	19,105	28,205	△ 9,100
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	19,105	28,205	△ 9,100

## (4) 財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金 預 金			
普 通 預 金	16,469		
預 け 金	2,636		
流 動 資 産 合 計		19,105	
資 産 合 計			19,105
II 負 債 の 部			
負 債 合 計			0
正 味 財 産			19,105

# 監 査 報 告

以上は、監査の結果、正確であることを認めます。

令和8年5月8日

監 事 伊 藤 充 弘 

同 座 古 昌 長 

同 佐 原 信 雄 



## 第2号議案

### 令和8（2026）年度事業計画及び収支予算について

日本即席食品工業公正取引協議会規則第25条の規定に基づき、令和8年度事業計画及び収支予算の決定について、別紙のとおり承認を求めます。

令和8年6月8日

日本即席食品工業公正取引協議会  
理事長 井田 純一郎

## 令和 8 (2026) 年度事業計画(案)

日本即席食品工業公正取引協議会

## 基本姿勢

例年に引き続き、公正競争規約の遵守徹底を基本に、食品表示法、食品表示基準及び景品表示法を巡る動きを注視しつつ、消費者の信頼に応えるために、即席めん業界の適正な表示維持のため、必要な事業を推進していくものとする。

## 1 諸会議

- (1) 総会 令和 8 年 6 月 8 日 (月)
- (2) 理事会
  - 第 1 回 令和 8 年 6 月 8 日 (月)
  - 第 2 回 令和 9 年 1 月 19 日 (火)

## 2 公正競争規約の遵守及び改正等について

即席めん表示の公正競争規約及び規則の遵守によって、消費者への適正な商品選択に寄与し、自由で公正な競争の下で商業活動が活発に行われるよう、表示制度の積極的な普及運用に努める。

また、公正競争規約、施行規則及び施行細則について、会員等の意見を聞きながら、必要な改正等を実施する。

そのため、消費者目線に立った取組を推進するために、消費者モニターによる表示調査会等を開催し、消費者等の動向の把握に努めることとし、併せて、より消費者へわかりやすい表示情報の提供を図れるよう、業界として取り組むこととする。

なお、消費者庁が進めている食品表示基準改正等の制度改正の動きについて、業界の実情を踏まえて、即席めん業界の表示の適正化が図られるよう、引き続き、適切に対応していくこととする。

## 3 情報の収集、提供について

会員の公正な取引に資するよう、公正取引委員会事務総局、消費者庁、一般社団法人全国公正取引協議会連合会等関係団体等の主催する各種会議等に積極的に参加する。

その上で、情報の収集・提供に努めるとともに、行政機関、関係団体、消費者等との連絡・協調に努めることとし、特に、消費者の求める情報については、適切な最新情報の提供に引き続き努めるものとする。

## 4 会費

会費は、前年度と同額とする。(1,000 円/月)

## 令和8年度 収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	本年度	前年度	差 額	備 考
I 収入の部				
1. 会 費 収 入	480	492	△ 12	
会 費 収 入	480	492	△ 12	12千円×40社
3. 公取普及協力費	1,600	1,200	400	工業協会からの協力金
2. 雑 収 入	0	0	0	
雑 収 入	0	0	0	
当期収入合計 (A)	2,080	1,692	388	
前期繰越収支差額	19	28	△ 9	
収入合計 (B)	2,099	1,720	379	
II 支出の部				
1. 事業費支出	1,580	1,240	340	
会 合 費 支 出	560	560	0	公取協連合会会費負担金
調 査 費 支 出	1,020	680	340	表示調査会場費・旅費等
2. 管理費支出	519	480	39	
会 議 費 支 出	70	70	0	総会会議費等 工業協会との按分
人 件 費 支 出	210	210	0	工業協会との按分
そ の 他 支 出	239	200	39	賃料・光熱水料費・消耗品費・通信運搬費等 工業協会との按分
当期支出合計 (C)	2,099	1,720	379	
当期収支差額 (A) - (C)	△ 19	△ 28	9	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	0	0	



### 第3号議案

#### 任期满了に伴う理事の選任について

日本即席食品工業公正取引協議会規則第13条の規定に基づき、理事の選任について、別紙のとおり承認を求めます。

令和8年6月8日

日本即席食品工業公正取引協議会  
理事長 井田 純一郎

## 令和 8 (2026) 年度 理 事 (案)

所 属	一般社団法人 日本即席食品工業協会	日本即席食品工業 公正取引協議会	一般社団法人 日本即席食品認定協会
明星食品(株)	◎豊留 昭浩	◎豊留 昭浩	豊留 昭浩
東洋水産(株)	○住本 憲隆	○住本 憲隆	住本 憲隆
(一社)日本即席食品工業協会	*吉井 巧	*吉井 巧	◎吉井 巧
(一社)日本即席食品認定協会			*船田 修平
日清食品ホールディングス(株)	安藤 宏基	安藤 宏基	安藤 宏基
日清食品(株)	安藤 徳隆	安藤 徳隆	安藤 徳隆
サンヨー食品(株)	井田 純一郎	井田 純一郎	井田 純一郎
ハウス食品グループ本社(株)	浦上 博史	浦上 博史	浦上 博史
ヤマダイ(株)	大久保 慶一	大久保 慶一	大久保 慶一
(株)マルタイ	末次 隆	末次 隆	末次 隆
大黒食品工業(株)	竹村 修	竹村 修	竹村 修
まるか食品(株)	丸橋 嘉一	丸橋 嘉一	丸橋 嘉一
エースコック(株)	村岡 寛人	村岡 寛人	村岡 寛人
(一財)食品産業センター	荒川 隆		
(元)公正取引委員会事務総長	上杉 秋則		
東京大学名誉教授	唐木 英明		
日本弁理士会	北村 修一郎		
(公社)日本栄養士会	下浦 佳之		
(一社)食品需給研究センター	白須 敏朗		
(一社)日本食品・バイオ知的財産権 センター	竹本 一志		
実践女子大学名誉教授	西島 基弘		
(一財)日本食品分析センター	西村 勉		
(一社)栄養改善普及会	森光 康次郎		

◎理事長 ○副理事長 \*専務理事

任期：令和 8 年 6 月～令和 10 年 5 月

# 令和8年度定時総会議事次第

一般社団法人 日本即席食品認定協会

日 時：令和8年6月8日（月）

場 所：ホテルニューオータニ

議 事：

第1号議案 令和7(2025)年度事業報告及び決算について

第2号議案 任期満了に伴う理事の選任について

報告事項 令和8(2026)年度事業計画及び予算について



## 第 1 号議案

### 令和 7（2025）年度事業報告及び決算について

一般社団法人日本即席食品認定協会定款第 12 条の規定に基づき、令和 7 年度事業報告及び決算について、別紙のとおり報告し、その承認を求めます。

令和 8 年 6 月 8 日

一般社団法人 日本即席食品認定協会  
理事長 吉 井 巧

## 令和 7 (2025) 年度事業報告について

一般社団法人 日本即席食品認定協会

## 概 要

JAS 認証業務については、令和 8 年 3 月 31 日時点で、認証工場確認調査を全認証工場の 39 工場において実施した。

特に調査結果で問題となる工場はなかった。

その他、認証関係業務については、以下の通り。

## 1 JAS 認証事業

(1) 新規認証工場：2 工場（海外工場）

工場名	株式会社	農心	亀尾工場
	株式会社	農心	釜山工場

(2) 認証工場の廃止：1 工場（R7.7.10 付廃止届、日清食品(株)滋賀工場）

(3) 認証工場数：39 工場

(4) 認証工場の確認調査：全工場で調査済み

製品検査、事前書類調査、現地調査の結果はおおむね良好であった。

■是正措置要求工場 4 工場 5 件（2026 年 3 月現在）

内容：

工程管理（配合・混合）に関するもの	1 件
防虫防鼠管理（対策措置）に関するもの	1 件
清掃管理（特別清掃）に関するもの	1 件
格付検査（器具の管理）に関するもの	1 件
文書管理（内部規定の統括）に関するもの	1 件

(5) JAS 講習会及び格付検査担当者技能研修の実施

■ JAS 講習会

即席めん製造業者等の認証の技術的基準に基づき、品質管理担当者の資格取得の要件となっている JAS 講習会を以下の通り実施した。

- 第1回 令和7年7月3日から4日（オンライン開催） 18名参加  
第2回 令和8年3月10日から11日（オンライン開催）23名参加  
全員に終了証を授与した。

#### ■技能研修

分析技術に関する技能研修については、全認証工場の品質管理担当者184名を対象に、令和7年5月に実施した。

#### (6) 印刷業者の登録

「即席めんの格付表示（JASマーク）印刷規程」に基づき、印刷業者の募集を行ったところ、53社から申請（新規1社、廃止なし）があり、これを令和7年9月1日に登録した。その後、2社から新規申請があり、令和8年1月の段階で、55社が登録されている。

#### (7) 社員の異動

令和8年3月31日付で1社退会（テーブルマーク株式会社）

## 2 一般事業

### (1) 諸会議

総会

令和7（2025）年5月29日（木）

理事会

第1回 令和7（2025）年5月29日（木）

第2回 令和8（2026）年1月21日（水）

(2) 日本即席食品工業協会主催の技術委員会、表示委員会、環境委員会及び物流問題検討会等の事務局を担当するなど、各種会議の開催運営に協力した。

#### ■技術・表示合同委員会

第1回 令和7年5月7日

- ・食品産業の発展に向けた計画認定制度について
- ・減塩目標の進捗状況について
- ・包装前面栄養表示（FOPNL）に係る消費者庁の検討状況について
- ・期限表示設定のガイドラインの見直しについて
- ・即席めんの表示に関する公正競争規約等の見直しについて

第2回 令和7年5月29日（書面開催）

- ・即席めんにおけるJAS格付推進に関する方針について

### 第3回 令和7年7月9日

- ・減塩目標達成の進捗状況について
- ・協会の期限表示設定のガイドラインの見直しについて
  - ① 安全係数を1に近づけることについて
  - ② 期限表示延長について（食品ロス対応）
- ・即席めんの表示に関する公正競争規約等の見直しについて
- ・消費者に分かりやすい表示について
  - 囲み表示の下地、文字色についての配色

### 第4回 令和7年8月22日

- ・日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）について（消費者庁食品表示課担当官からの説明）

### 第5回 令和8年3月23日

- ・日本版包装前面栄養表示（FOPNL）ガイドラインについて
- ・カーボンフットプリント（CFP）について
- ・即席めんのJASとCODEXの規格の整合性について
- ・2025年度減塩進捗状況調査の依頼について

## ■環境委員会

### 第1回 令和7年7月2日

- ・改正資源有効利用促進法について
- ・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案への対応について
- ・プラスチック製容器包装リサイクル工場見学について

### 第2回 令和7年11月10日

- ・食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォースについて
- ・令和8年度容器包装再商品化実施委託予算単価（案）について
- ・2024年度CO<sub>2</sub>排出量等の実績について

## ■物流問題検討会

### 第1回 令和7年4月11日

- ・新物効法に基づく運送・荷役等の効率化に向けた基本方針、荷主・物流事業者の努力義務、判断基準等の施行について

### 第2回 令和8年3月16日

- ・講演：持続可能な食品等の流通に向けて（農林水産省物流生産性向上推進室）
- ・自主行動計画等の進捗状況・課題について

(3) 会員の年間異動状況

	令和6年3月31日	令和7年3月31日	令和8年3月31日
社 員	41	41	40
JAS 認証工場	38	38	39
登録印刷業者	52	53	55



# 令和7年度 財務諸表

一般社団法人 日本即席食品認定協会

(1) 貸借対照表

(2) 正味財産増減計算書

(3) 財産目録



## (1) 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金 預 金	38,595,614	37,590,906	1,004,708
未 収 金	125,100	0	125,100
流 動 資 産 合 計	38,720,714	37,590,906	1,129,808
2. 固 定 資 産			
(1) 特 定 資 産			
損害補償準備金引当資産	2,000,000	2,000,000	0
特 定 資 産 合 計	2,000,000	2,000,000	0
(2) その 他 固 定 資 産			
定 期 預 金	3,000,000	3,000,000	0
そ の 他 固 定 資 産 合 計	3,000,000	3,000,000	0
固 定 資 産 合 計	5,000,000	5,000,000	0
資 産 合 計	43,720,714	42,590,906	1,129,808
II 負 債 の 部			
1. 流 動 負 債			
未 払 金	4,217,361	5,220,568	△ 1,003,207
前 受 金	309,823	0	309,823
流 動 負 債 合 計	4,527,184	5,220,568	△ 693,384
負 債 合 計	4,527,184	5,220,568	△ 693,384
III 正味財産の部			
1. 指 定 正 味 財 産			
指 定 正 味 財 産 合 計	0	0	0
2. 一 般 正 味 財 産			
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	2,000,000	2,000,000	0
正 味 財 産 合 計	39,193,530	37,370,338	1,823,192
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	43,720,714	42,590,906	1,129,808

## (2) 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 承認認定等手数料	10,665,726	10,551,744	113,982
② 講習会収益	820,000	1,080,000	△ 260,000
③ 雑収益	72,074	64,606	7,468
経常収益計	11,557,800	11,696,350	△ 138,550
(2) 経常費用			
① 事業費	7,156,304	6,106,963	1,049,341
② 管理費	2,027,504	2,394,197	△ 366,693
経常費用計	9,183,808	8,501,160	682,648
当期経常増減額	2,373,992	3,195,190	△ 821,198
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	2,373,992	3,195,190	△ 821,198
法人税、住民税及び事業税	550,800	842,600	△ 291,800
当期一般正味財産増減額	1,823,192	2,352,590	△ 529,398
一般正味財産期首残高	37,370,338	35,017,748	2,352,590
一般正味財産期末残高	39,193,530	37,370,338	1,823,192
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	39,193,530	37,370,338	1,823,192

### (3) 財 産 日 録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金 預 金			
普通預金 みずほ銀行	38,595,614		
未 収 金	125,100		
流 動 資 産 合 計		38,720,714	
2. 固 定 資 産			
(1)特 定 資 産			
損害補償準備金引当金	2,000,000		
特 定 資 産 合 計	2,000,000		
(2)そ の 他 固 定 資 産			
預 金			
定期預金 みずほ銀行	3,000,000		
そ の 他 固 定 資 産 合 計	3,000,000		
固 定 資 産 合 計		5,000,000	
資 産 合 計			43,720,714
II 負 債 の 部			
1. 流 動 負 債			
未 払 金	4,217,361		
前 受 金	309,823		
流 動 負 債 合 計		4,527,184	
負 債 合 計			4,527,184
正 味 財 産			39,193,530



# 令和7年度 収支計算書

一般社団法人 日本即席食品認定協会



# 収 支 計 算 書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで


(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1. 事業活動収入				
(1) 承認認定等手数料収入	10,550,000	10,665,726	△ 115,726	
印刷登録等手数料収入	2,120,000	2,200,000	△ 80,000	印刷業者@40,000×55社
認定申請手数料収入	0	699,646	△ 699,646	
認定等手数料収入	8,430,000	7,766,080	663,920	35工場分(無通知調査3工場)
(2) 講習会収入	400,000	820,000	△ 420,000	JAS講習会@20,000×41名
(3) 雑収入	0	72,074	△ 72,074	預金利息
事業活動収入計	10,950,000	11,557,800	△ 607,800	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	10,880,000	7,156,304	3,723,696	
人件費支出	2,700,000	2,485,381	214,619	職員給与按分
他団体等協力費支出	180,000	180,000	0	JAS協会会費
調査研究研修支出	4,000,000	340,410	3,659,590	JAS講習会等
確認調査費等支出	4,000,000	4,150,513	△ 150,513	調査旅費等
(2) 管理費支出	2,930,000	2,027,504	902,496	
会議費支出	300,000	250,476	49,524	総会等会場費按分
人件費支出	850,000	717,782	132,218	役員報酬等按分
賃借料支出	470,000	460,514	9,486	賃借料・リース料等按分
旅費交通費支出	10,000	0	10,000	
消耗品費等支出	200,000	134,914	65,086	事務用品・送金手数料
通信運搬費支出	150,000	100,884	49,116	
光熱水料費支出	50,000	13,310	36,690	
雑支出	100,000	35,724	64,276	登記費用等
租税公課支出	800,000	313,900	486,100	消費税・収入印紙代等
事業活動支出計	13,810,000	9,183,808	4,626,192	
小計	△ 2,860,000	2,373,992	△ 5,233,992	
法人税、住民税及び事業税支出	1,500,000	550,800	949,200	
事業活動収支差額	△ 4,360,000	1,823,192	△ 6,183,192	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	△ 4,360,000	1,823,192	△ 6,183,192	
前期繰越収支差額	32,370,000	32,370,338	△ 338	
次期繰越収支差額	28,010,000	34,193,530	△ 6,183,530	

# 監 査 報 告

令和7年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、及び帳票類を監査した結果、適正に処理、記載されていることを認めます。

令和8年5月8日

監 事 伊 藤 充 弘 

同 座 古 昌 長 

同 佐 原 信 雄 

## 第2号議案

### 任期満了に伴う理事の選任について

一般社団法人日本即席食品認定協会定款第12条の規定に基づき、理事の選任について、別紙のとおり提案し、承認を求めます。

令和8年6月8日

一般社団法人 日本即席食品認定協会  
理事長 吉 井 巧

## 令和8(2026)年度 理事(案)

所 属	一般社団法人 日本即席食品工業協会	日本即席食品工業 公正取引協議会	一般社団法人 日本即席食品認定協会
明星食品(株)	◎豊留昭浩	◎豊留昭浩	豊留昭浩
東洋水産(株)	○住本憲隆	○住本憲隆	住本憲隆
(一社)日本即席食品工業協会	*吉井巧	*吉井巧	◎吉井巧
(一社)日本即席食品認定協会			*船田修平
日清食品ホールディングス(株)	安藤宏基	安藤宏基	安藤宏基
日清食品(株)	安藤徳隆	安藤徳隆	安藤徳隆
サンヨー食品(株)	井田純一郎	井田純一郎	井田純一郎
ハウス食品グループ本社(株)	浦上博史	浦上博史	浦上博史
ヤマダイ(株)	大久保慶一	大久保慶一	大久保慶一
(株)マルタイ	末次隆	末次隆	末次隆
大黒食品工業(株)	竹村修	竹村修	竹村修
まるか食品(株)	丸橋嘉一	丸橋嘉一	丸橋嘉一
エースコック(株)	村岡寛人	村岡寛人	村岡寛人
(一財)食品産業センター	荒川隆		
(元)公正取引委員会事務総長	上杉秋則		
東京大学名誉教授	唐木英明		
日本弁理士会	北村修一郎		
(公社)日本栄養士会	下浦佳之		
(一社)食品需給研究センター	白須敏朗		
(一社)日本食品・バイオ知的財産権センター	竹本一志		
実践女子大学名誉教授	西島基弘		
(一財)日本食品分析センター	西村勉		
(一社)栄養改善普及会	森光康次郎		

◎理事長 ○副理事長 \*専務理事

任期：令和8年6月～令和10年5月

## 報告事項

### 令和 8（2026）年度事業計画及び予算について

一般社団法人日本即席食品認定協会定款第 35 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度事業計画及び予算について、別紙のとおり理事会で承認されたので報告します。

令和 8 年 6 月 8 日

一般社団法人 日本即席食品認定協会  
理事長 吉 井 巧

# 令和 8 (2026) 年度事業計画

一般社団法人 日本即席食品認定協会

## 基本姿勢

一般社団法人日本即席食品認定協会は、JAS 法が定める登録基準等に適合するよう法律を遵守し、継続的に適正な業務運営に努める。並びに、本会が定める即席めん製造工場認証業務規程及び同規程が定める諸規程を満たすことに責任を持つとともに、業務を公平・公正に実施し、信頼性の確保のため必要な技術的能力の維持・向上に努めるものとする。

また、本会は、認証に関する業務の結果を左右しかねないような全ての営利的、財政的、その他の圧力に影響されないように運営されなければならない。

## 1 諸会議

### (1) 総会

令和 8 年 6 月 8 日 (月)

### (2) 理事会

第 1 回 令和 8 年 6 月 8 日 (月)

第 2 回 令和 9 年 1 月 19 日 (火)

## 2 JAS 認証関係事業

### (1) 認証工場の確認調査の実施について

即席めん 37 認証工場（海外 2 工場を除く）について、JAS 法における「即席めんについての取扱業者の認証の技術的基準（平成 12 年 10 月 13 日農林水産省告示第 1276 号）」で定める水準が維持されていることを確認するための調査を実施する。

また、食品衛生法改正による HACCP 義務化を受け、HACCP に沿った衛生管理事項についても確認調査時に引き続き指導するものとする。

なお、確認調査の実施に当たっては、無通知での確認調査も複数工場で実施することとする。

さらに、調査に当たっては、効率よく調査を行うよう努めることとする。

### (2) JAS 証票の印刷業者の登録について

毎年 8 月 31 日に登録期限が満了（1 年間有効）となるため、印刷業者について登録を実施する。

### (3) JAS 講習会について

即席めんについての取扱業者の認証の技術的基準等に基づき、品質管理担当者、格付検査担当者に新たに就任する者に対して、品質管理の課程及び格付の課程の取得のための

JAS 講習会を 2 回実施する。

(4) 格付検査担当者技能研修について

即席めんについての取扱業者の認定の技術的基準等に基づき、格付検査担当者に対する技能研修を実施する。

(5) 消費者に分かりやすい情報提供のあり方の検討について

食品表示基準に基づき表示すべき事項に限らず、消費者が商品選択の際求める情報（提供者側からの有益な情報を含む）を、消費者にいかに分かりやすく、適切に情報提供することができるかのガイドライン策定等について、引き続き、検討する。

### 3 一般事業

即席めんに関する製造技術の開発及び品質の改善及び向上に関する調査等に努める。

また、以下の一般社団法人日本即席食品工業協会主催の技術・表示合同委員会、環境委員会、及び物流問題検討会などの運営に協力する。

さらに、消費者庁が進めている食品表示基準改正等の制度改正の動きについて、業界の実情を踏まえて、即席めん業界の表示の適正化が図られるよう、引き続き、適切に対応していくこととする。

なお、各事業者間の地域での交流及び情報共有の場として、地方ブロック会議を開催する。

(1) 技術・表示合同委員会

4 回程度を予定

(2) 環境委員会

3 回程度を予定

(3) 物流問題検討会

2 回程度を予定

(4) オンライン報告会

1 回程度を予定

(5) オンライン講習会

3 回程度を予定

(6) 地方ブロック会議

1 回程度を予定（九州地区予定）



## 令和8年度 収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	本年度	前年度	差 額	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 承認認定等手数料収入	11,150	10,550	600	
印刷登録等手数料収入	2,200	2,120	80	4万円×JASマーク印刷工場55社
認定等手数料収入	8,650	8,430	220	@221,888円×39工場
認定申請手数料	300	0	300	1工場
(2) 講習会収入	400	400	0	JAS講習会@20,000円×20名
事業活動収入計	11,550	10,950	600	
1. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	10,980	10,880	100	
人件費支出	2,800	2,700	100	職員人件費按分
他団体等協力費支出	180	180	0	JAS協会会費
研修講習費支出	2,500	4,000	△ 1,500	JAS講習会・規程集等
確認調査等支出	5,500	4,000	1,500	確認調査旅費・調査手数料等
(2) 管理費支出	2,810	2,930	△ 120	
会議費支出	400	300	100	総会会場費等按分
人件費支出	900	850	50	役員報酬按分
賃借料支出	500	470	30	事務室・OA機器等賃借料按分
旅費交通費支出	10	10	0	交通費
消耗品費等支出	200	200	0	
通信運搬費支出	150	150	0	
光熱水料費支出	50	50	0	
雑支出	100	100	0	登記費用等
租税公課支出	500	800	△ 300	消費税・印紙代等
事業活動支出計	13,790	13,810	△ 20	
法人税、住民税及び事業税支出	1,500	1,500	0	
事業活動収支差額	△ 3,740	△ 4,360	620	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	△ 3,740	△ 4,360	620	
前期繰越収支差額	34,190	32,370	1,820	
次期繰越収支差額	30,450	28,010	2,440	



## 即席めん・食品産業を巡る情勢

### 1. 小麦の国際相場と政府売渡価格の変動

とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から穀物等価格は低下し、2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥等により上昇した。

2022年、ロシアのウクライナ侵攻により、小麦は史上最高値を更新もウクライナからの臨時回廊等による輸出再開などもあり、侵攻前の水準まで下落した。穀物等価格は、新興国の畜産物消費の増加を背景とした堅調な需要やエネルギー向け需要等により、2008年以前を上回る水準で、世界的に潤沢な供給等を受けているものの、2026年3月現在、220ドル/トン台半ばで推移している。

輸入小麦の直近6か月間（2025年9月第2週から2026年3月第1週まで）の平均買付価格は、2025年4月以降、中東における地政学リスクの高まりや米国及び欧州の作柄懸念を受け、5ドル/bu後半まで値を上げたものの、北半球における収穫進展を受けて、現在は5ドル/bu半ばで推移。2026年4月期（2026年4月以降）の輸入小麦の政府売渡価格は5銘柄加重平均（税込価格）で62,520円/トン、2.5%の引上げとなった（前期61,010円/トン）。

2024年度の日本の小麦輸入量は533万トンであり、日本の小麦国内消費仕向量（650万トン、うち食用は512万トン）の82.0%を占める。

### 2. パーム油の価格について

植物油のうち世界で最も利用されているパーム油は、インドネシア・マレーシアの2か国で世界全体の約80%が生産されており、即席めん業界にとってパーム油相場の乱高下の影響は大きい。マレーシア先物取引市場のFOB価格は、2022年3月に過去最高となる1,997ドル/トン記録したが、2026年5月現在、1,218ドル/トンで推移している。パーム油については、インドネシアのバイオ燃料政策等の影響で2024年10月に一時的に上昇したが、その後マレーシアとインドネシアのパーム油生産量増加や在庫の増加見通し等により下落。直近の動きでは、中東情勢の緊迫化による原油価格高騰の影響から、上昇傾向にある。

パーム油の調達価格は、需要の面では世界的な人口増加や所得水準の向上による食用油需要の拡大、インドネシアのバイオ燃料政策などが価格に影響を及ぼしており、円安も相まって、国内調達価格は今後も高値が続く可能性が高い。

### 3. 即席めんの国内生産と小売り金額の動向

即席めんの生産数量は過去最高となった2022年の59.9億食以降、一時的に減少したものの、簡便性や価格面での優位性が改めて評価され回復基調で推移している。

2025年度については、累計生産数量が対前年比98.7%となり、59億食のペースで推移し

ている。また、小売金額の推計は98.7%で推移しており、需要の底堅さが見られる。

一方で、国際情勢は依然として不透明である。欧米を中心とした経済活動の再拡大や地政学リスクの高まり、物流網の混乱などが重なり、原油・小麦をはじめとする主要原材料の価格は高止まりが続いている。さらに、為替相場の変動により輸入物価は依然として上昇圧力が強く、国内物価も高水準で推移している。

今後も、輸入小麦の政府売渡価格や燃料価格の高止まりに加え、パーム油などその他原材料の価格動向についても予断を許さない状況が続くと見込まれる。こうした環境下において業界が健全に発展していくためには、会員企業それぞれが一層の効率化・高品質化に向けた不断の取り組みを進めるとともに、必要に応じて消費者の動向に十分配慮しつつ、適時適切な価格設定を検討することが求められる。

① 生産量（4～3月） （単位：百万食、前年比 %）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
袋めん	2,000 (100.7)	1,962 (98.1)	2,028 (103.3)	1,961 (96.7)
うちJAS格付	1,231 (95.2)	1,191 (96.8)	1,224 (102.8)	1,304 (106.5)
カップめん	3,991 (102.3)	3,787 (94.9)	3,955 (104.4)	3,943 (99.7)
うちJAS格付	3,196 (99.7)	3,040 (95.1)	3,167 (104.1)	3,260 (103.0)
合計	5,991 (101.8)	5,750 (96.0)	5,983 (104.1)	5,905 (98.7)
うちJAS格付	4,427 (98.4)	4,232 (95.6)	4,389 (103.7)	4,564 (103.9)

② 小売金額（4～3月） （単位：百万円、前年比 %）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
袋めん	144,458 (109.0)	158,000 (109.4)	167,459 (106.0)	161,479 (96.4)
カップめん	569,613 (109.1)	588,604 (103.3)	629,332 (106.9)	624,929 (99.3)
合計	714,071 (109.1)	746,603 (104.6)	796,791 (106.7)	786,408 (98.7)

#### 4. 新たな食料・農業・農村基本法に基づく基本経過の策定

食料・農業・農村基本法の改正法は、世界及び我が国の食料をめぐる情勢が大きく変化していることを受け、令和6年6月5日に公布・施行された。令和7年4月11日、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく、初の「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定された。

改正基本法においては、基本理念として、「食料安全保障の確保」、「農業の持続的発展」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農村の振興」が定められている。基本計画においては、この実現を図るのに基本となる食料・農業・農村のそれぞれの分野において講ずべき施策を体系的に整理することとし、これら施策についてテーマを設定し、テーマごとの基本的な方針を示す。

「我が国の食料供給」は、国内の農業生産の増大を基本とし、これと併せて、国内生産だけでは賄えない食料の安定的な輸入の確保、凶作や輸入の途絶等の不測の事態に備えた備蓄を図ることにより行われる。農地が限られた面積しかなく、農業者の急速な減少や高齢化が見込まれることに加え、気候変動の農業生産への影響が顕在化している中であっても、農地、人や生産資材等の資源を確保し、それらと、農業生産基盤の整備・保全、先端的技術の開発・普及とが効率的に組み合わせられた農業構造へ転換し、土地生産性及び労働生産性を向上させることにより、食料自給力を確保する。この農業の生産性向上と農産物の付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図ることにより、農業の持続的発展を図る。

また、国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中、国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の「輸出の促進」等により、海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保する。

国として食料の総量を確保するだけでなく、「国民一人一人の食料安全保障」を確保するためには農業者、食品事業者、消費者等、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携した「持続的な食料システム」を構築して、食料を生産・加工し、消費者まで送り届ける必要があり、食料システムの中で重要な役割を担っている食品産業の持続的発展を図るとともに、食料の持続的な供給に要する費用が考慮された合理的な価格形成を推進する。また、物理的アクセスや経済的アクセスの問題に対応した平時からの食品アクセスに加え、食料供給が不足するなどの不測時の食品アクセスを確保する。

食料システムを持続可能なものとするために、農業生産を含む食料供給に携わる事業者の活動の各段階において環境に与える負の側面にも着目し、食料システムで環境への負荷の低減を図り、「環境との調和」を図る。農村で農業生産活動が適切に行われることにより発揮される「多面的機能」は、国民生活と国民経済の安定に重要な役割を担っており、環境への負荷低減を図りつつ、適切かつ十分に発揮する。

農村は、農業が営まれている場であるだけでなく、農業者を含めた地域住民の生活の場でもあり、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている。農村人口の減少下においても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能が発揮されるよう、農業生産基盤の整備・保全、農地の保全に資する共同活動の促進、農村との関わりを持つ者の増加に資する所得の向上や雇用の創出を図る経済面の取組、生活利便性を確保する生活面の取組等の地域政策を推進し、「農村の振興」を図る。

こうした地域政策を、産業政策との車の両輪として実施していくことが重要である。

## 5. 食料システム法

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）は2025年6月に成立し、2026年4月から全

面施行される。この法律は、食品業界の持続可能な発展を目指し、農林漁業者と食品事業者の安定した取引関係を確立することを目的としている。合理的な費用を考慮した価格形成と食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体的に推進し、食料の持続的な供給ができる食料システムの確立を目指している。

## 6. プラスチック資源循環促進法について

国内のプラスチック製品全体の1/4以上を食品容器包装が占めており、その多くが一般廃棄物として家庭から廃棄されている。また、PETボトルを除くその他のプラスチック製容器包装の多くはリサイクルされているものの、再商品化されている割合は低い状況となっている。

このような状況から、農林水産省では2025年10月にプラスチック再生材利用を主軸とするプラスチック資源循環に関する取組方向を官民で戦略的に議論・検討する「食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース」を立ち上げた。即席めん業界の原単位に対する排出見込量はほぼ横這いとなっているが、再生資源への取組や環境配慮設計の促進など、更なる資源循環の取組が求められることから、当協会も委員として参加している。食品等事業者の自主的な取組として、プラスチック減量化等の排出抑制に向けた取組や、飲料用等ペットボトルにおける再生プラスチック利用などが進められている。

## 7. 日本版包装前面栄養表示について

消費者庁において、令和6年から日本版包装前面栄養表示（FOPNL）について検討がされてきたところであるが、令和7年6月の検討会において、日本版包装前面栄養表示ガイドライン案が示された。

その中で、食塩相当量の表示様式について、食塩相当量のみが強調される形になっていたことから、協会から、消費者庁長官宛てに、食塩相当量のみを強調するような形式は受け入れられない旨の意見書を提出するとともに、パブリックコメントにおいても食塩相当量の表示様式の設定の仕方についての異議を唱えてきた。

結果的に、消費者庁の10月の最終検討会での審議において、ガイドライン案の表示様式については、修正がなされなかった。今後、消費者庁としては、日本版包装前面栄養表示の普及について、健康と栄養という観点方から、消費者啓発に努めるとともに、ガイドラインに沿った表示様式の拡大を推進していくとのこと。

なお、ガイドライン自体は、食品表示基準に位置付けない推奨ルールであることから、協会としては、他業界の動きも見据えて、当面注視していくこととした。

## 8. 食品表示の見直しに係る消費者庁の動向について

### (1) 食品表示基準の改正による公正競争規約等の見直しについて

消費者庁における食品表示基準の品目毎の個別表示ルールの見直しの検討会報告を受け

て、令和7年3月28日付けで、即席めんの個別ルールが廃止された。

このため、協会では、廃止される基準に該当する公正競争規約の該当箇所について、表示委員会等で見直しを実施した。その上で、規約及び規約の施行規則等の改正は、基本、行わないこととした。これにより、表示基準の廃止に伴う、部分的な言い回しの修正等を行うことになるが、原則、従来通りの表示ルールの運用を、引き続き図っていくこととした。そのため、業界内の現行の商品の表示の改版はほぼ避けられた。

## (2) 期限表示設定ガイドラインの見直しについて

令和7年3月28日付けで、消費者庁の期限表示設定ガイドラインの改正が公示された。これを受けて、協会の期限表示設定ガイドラインの賞味期限の設定方法と安全係数の取り扱いについて見直しを行った結果、安全係数0.8を推奨する部分は削除することとした。なお、保存試験の方法等の安全性に係る部分については改正しないこととした。

これにより、事業者の期限表示設定の自由度を高めることとなり、食品ロスに貢献できるよう、賞味期限の延長にも資するものとなった。

## (3) 食品表示へのデジタルツール活用について

令和7年11月の食品表示へのデジタルツール活用検討分科会において、令和7年度の検討のこれまでの議論の経緯及び取りまとめがなされた。論点としては、

- ①制度運用のメリット・デメリット
- ②データの管理方法について（一元管理・分散管理）
- ③実施方法（アクセスツール）について

について、議論がなされてきた。

令和8年度も引き続き議論が進められるが、今後、事業者が参考にする詳細なガイドラインの作成を進めていく予定。特に、本制度において容器包装に必ず表示する事項と、デジタルで代替表示を可能とする事項について、消費者庁において検証した上で、望ましい情報提供の方式として様式例を策定する予定。